

社会福祉法人 京都紫明福祉会

第10期 (2025年度)

事業計画書



《 理念 》

人権を視座とし 共に生きる

基本方針

1 理念

「人権を視座とし共に生きる」

- ・私たちは、すべての人々が安心していきいきと暮らせるよう、人権を視座とした高齢者並びに聴覚障がい高齢者が利用できる複合的施設を運営することにより、また様々な障がいのある方々の雇用の創出や就労支援をすることにより、地域福祉の増進を図り、共生のまちづくりを推進するとともに、広く社会貢献に寄与します。私たちは、ご入居者、ご利用者一人ひとりの思いと、かけがえのない笑顔を大切に、安心した生活が送れるように支援を行うとともに、社会参加と社会的自立を広く推し進め、ご入居者、ご利用者、ご家族、地域の方々から信頼される施設運営を目指します。

2 運営指針

「安心・安全・納得—信頼される福祉を実現します」

- (1) 私たちは、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 私たちは、ご利用者の幸せが私たちの成長に繋がることを確信します。
- (3) 私たちは、施設運営の透明性を確保します。
- (4) 私たちは、安定した経営基盤を構築します。
- (5) 私たちは、新たな福祉ニーズに対応した事業を展開します。

3 行動指針

「互いを認め自分を律し研鑽に努めます」

「ご入居者、ご利用者、ご家族の意志を尊重した支援を行います」

「笑顔と丁寧な言葉遣い、誠意ある対応をします」

特別養護老人ホーム うずまさ共生の郷

1 はじめに

2025年度、うずまさ共生の郷は10年目を迎えます。うずまさ共生の郷が目指す介護、ビジョンは、「お世話型介護」からの脱却。自立支援こそが要介護高齢者の尊厳を守るということであり、重度化防止のため、さまざまな工夫を凝らして支援を行っていきます。

ノーリフティングケアという考え方。入居者や職員の身体的負担を最小限に抑え、安全を確保することを目的とし、無理な抱え上げは行わず、代わりにリフト等の機器、ボードを使用し移乗することで、所持機能の活用や自立支援重度化防止に係る支援を行います。

ICT見守り機器を自立支援に活用するという考え方。高齢者ひとりひとりが歩んでこられた人生と、生活の仕方は様々です。自身の生活リズムで過ごすことが、持てる力を最大限発揮できるものと考え、快適な暮らしができるよう、ICT見守り機器を用いて把握し、支援に努めます。

2025年度の施設の取り組みとしましては、入居者へのサービス向上の充実のため、クラブ活動、ボランティア活動、外出支援、地域との交流を充実させていきます。

そして、それらをホームページやインスタグラム等のSNSで積極的に情報発信することにより、様々な方にうずまさ共生の郷を知っていただき、入居者確保、職員採用につなげていけるよう努めます。

また、生産性向上委員会を立ち上げ、入居者の満足度の増加、職員の働き方改革、負担軽減に努めるよう工夫し、この新たな取り組みとして行うことで、生産性向上推進体制加算の算定を行います。

うずまさ共生の郷に関わる人達にとって、満足していただけるよう、強みを活かした組織運営に努めていきます。

2 数値目標

- (1) 特養稼働率 98.5% 以上 (予算目標値)
ショートステイ稼働率 99.0% 以上 (予算目標値)
- (2) 誤薬事故発生件数 0件
- (3) 身体拘束・虐待発生件数 0件を維持
- (4) 不適切ケアの見直し回数 12回/年
- (5) 利用満足度調査の実施 1回/年
- (6) 腰痛発症率 5割削減 (2025年2月現在で15名程度)
- (7) 離職率 3割削減

3 重点目標

(1) 施設理念に基づいたケアの実施

- ・ うずまさ共生の郷のケアの考え方をガイドラインに記し、遵守することで、ケアの文化形成を図ります。

基本ケアガイドライン

「接遇マナーについて」「設えについて」「食事について」「入浴について」「排泄について」
「認知症ケアについて」「看取り介護について」「時間（起床・日中・就寝）について」
「ノーリフティングケア（持ち上げない介護）について」

- ・ 人権を重んじ、高齢者虐待は許されるものではない意識をもとに、身体拘束をはじめ、不適切なケアを廃止するよう様々な機会を設け実行します。
- ・ 接遇マナーを基軸とし、適切な言葉遣い、優しい態度でご入居者、ご利用者お一人おひとりの尊厳を守り誠意と安心を感じていただけるように支援します。
- ・ 職員は手話をはじめ、お一人おひとりに応じたさまざまなコミュニケーション技術を身に付け、認知症や、聴覚に障がいがある方にも安心と、満足できる生活を送っていただけるよう支援します。
- ・ より良いケアにチームワークが必要不可欠であることを理解し、職員同士が認め合い協力し合う事を大切にします。
- ・ うずまさ共生の郷にかかわる全ての人々が安心して生き生きと過ごすことができるよう、その人の視点と立場に立った考え方ができる文化を構築します。

(2) 職員の専門的資質の向上・人材育成

- ・ 眠りスキャン等のICT機器のさらなる導入、及び活用することにより、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るとともに、業務改善を検討します。
- ・ ノーリフティングケアの福祉用具（床走行式リフト、浴室天井走行リフト、スタンディングリフト、スライディングボード、スライディングシート、スライディンググローブ等）を活用することで、職員の就労満足に繋げ、離職率の低下を図ります。
- ・ 京都市、京都府において、ノーリフティングケアの先進的な取り組みを行うことで、パイオニアとしての位置づけを獲得し、研修実施施設、講師派遣等、職員の専門性を築きます。
- ・ ユニット型特別養護老人ホームとしてユニットケアを推進していくことにより、介護の質の向上を促進し、24時間シートを活用することにより、入居者本位のサービス提供につなげ、職員の就労満足度の向上を図ります。
- ・ 年間研修計画を作成し、施設全体、新人、中堅、指導者、管理者等、階層別の研修体系を構築し、スキルアップを図ります。
- ・ 資格取得のためのサポートを行います。保有資格の段階に合わせ、無資格者に対して

は、認知症介護基礎研修の受講の支援、実務者研修を受講する際の費用負担の補助、介護福祉士を受験する者に対しては受験対策講座を実施するなど充実を図ります。

(3) 職員確保・働きやすい環境構築

- ・ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な 対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備することを目的とし、生産性向上委員会を立ち上げ、生産性向上に向けた取り組みを行います。
- ・ これからの時代を見据え、シニア世代（60歳以上）や、外国人雇用と、雇用範囲を拡大し、人権を視座とした、職員が働きやすいと思える職場環境の構築を図ります。
- ・ シニア世代も活躍できる職場環境を構築するため、働き方改革として、ノーリフティングケアを推進、ICT機器の活用を行うことで、職員の腰痛予防、負担の軽減することで、介護業務による不安を解消し、スムーズに介護支援が行われるよう実践します。
- ・ きょうと福祉人材育成認証制度のインターンシップ制度を活用や、SNS を活用した情報発信を積極的に行う事で、次代を担う若い世代の職員採用の促進を図ります。
- ・ 補助金を活用した介護ロボット・ICTを導入することにより、介護負担を抱える職員の不安を解消し、モチベーションの向上を図ります。
- ・ 2ユニット1フロア方式でユニットを運営することにより、入居者支援体制の多様性を図り、業務の効率化、公休日の確保等、ワークライフバランスの実現を図ります。

(4) 安定運営・堅固な体制づくり

- ・ 生産性向上推進体制加算をはじめとした新設加算、また、LIFE（科学的介護情報システム）の活用等を要件とする各加算を算定し、働き方改革、科学的介護を推進することに努めます。
- ・ 広報部を中心に、SNSや、ホームページ、ブログ等を用いた施設のPRを行うことで、入居申込、採用活動の促進を図ります。
- ・ 稼働率を維持するにあたり、ご入居者の体調管理に努め、体調不良がみられた際は早期に対応し、入院リスクを軽減すること、入院が生じた際は、可能な限り早期退院ができるよう病院側と連携し、空室期間が最小限となるよう努めます。
- ・ 入院時は、ショートステイの空室利用を行うことで、稼働率の安定を図ります。
- ・ 入居検討委員会で申込者の情報収集及び入居面談の実施に努め、定期的に入居判定会議を実施し入居者確保を図ります。退居により空室が生じた際は、速やかに新規の入居に繋げ、ベッドコントロールを図ります。
- ・ 施設・居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募において、特別養護老人ホームへ既存施設からの転換の募集があった場合は、ショートステイの

ユニットを特別養護老人ホームとして運営できるよう進めていきます。

その場合、重度化されたご入居者や、医療ニーズがあるご入居者に手厚い介護ができるよう、単独ユニットの特性を活かした運営を行います。

(5) 様々な感染症対応力の強化を図り、配置医師及び協力医療機関との連携を図ります

- ・ 新興感染症の発生時に備え、協定締結医療機関との連携体制を構築します。
- ・ 新興感染症以外の一般的な感染症においても、協力医療機関との間で発生時等の対応を取り決めるとともに、発生時は連携し適切に対応します。
- ・ 感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等、また地域の医師会が主催する感染対策に関する研修に参加し、助言、指導を受ける事、及び、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受け、対応力の強化を図ります。
- ・ 感染症 BCP 計画に基づき全職員が対応手順を把握し、初動対応、感染者対応が適切に行えるよう、シミュレーションを定期的を実施します。
- ・ 感染者発生時に備え、対応に必要な衛生物品を常に確保します。
- ・ ショートステイユニット全室に簡易陰圧装置を設置。発熱等、ご利用者に疑う症状が見られた際には速やかに感染症対応を実施し、安全な環境を確保します。
- ・ 面会は、感染状況を把握した上で安全に実施できるよう配慮します。

(6) 防災、緊急時体制の強化

- ・ 風水害、地震、感染症の BCP 計画に基づき、シミュレーションを実施し、災害や感染症への対応力の強化を図ります。
- ・ 火事を含む災害に対して、年 2 回の訓練を実施、うち 1 回は夜間を想定した訓練とし、有事にも慌てずに対応できる体制づくりを図ります。
- ・ 普通救命講習を全介護職員及び専門職が受講することで、救命措置、応急手当が迅速に行える体制の構築を図ります。
- ・ 夜間の救急搬送、及び心肺蘇生が必要になった際、限られた職員数でスムーズに的確な対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

(7) 地域との関わり、つながりの強化

- ・ 施設内 1F の地域交流スペースを、地域の方々の憩いの場として活用いただけるように設えを居心地の良い空間に整えていくよう目指します。また、地域交流スペースを地域に開放し、勉強会やサークル等、地域と施設が連携して活動していきます。
- ・ 地域との繋がりを深めるため、マルシェ等のイベント開催を通じて、地域の方にご利用いただけるよう連携を図っていきます。また、地域の方のボランティア、小中学校の出前事業、地域交流事業の開催等、地域貢献に寄与します。

- ・ 今後も引き続き地域の方々とうずまさ共生の郷を知っていただく機会を増やし、地域・施設が共生し共に発展していくことを目指します。

(8) 苦情・要望受付について

- ・ 第三者委員と連携し、ご入居者・ご家族等のご意見、苦情、要望に丁寧に対応します。
- ・ 「利用満足度調査」を実施し、ご意見で得られた要望や課題について、サービス向上改善計画を作成し、サービスの質の向上に努めます。
- ・ 施設内にご意見箱を設置し、ご家族等から寄せられたご意見について、検討を行い改善に努め、開示することで透明性の確保に努めます。

4 各部門の年間目標

○介護課

(1丁目)

《傾聴力》

私たちショートステイは在宅生活継続を支援します。ご利用者、ご家族の声を多く聴いて寄り添うケア 心身ともに、和気あいあいとリフレッシュして過ごしていただけるよう取り組みます。

(2丁目)

《統一したケアでご入居者が「ほっ」と過ごせる生活を》

- ・ 接遇などご入居者にあった声かけや対応を統一する。また、福祉用具を使用するなど、介護技術を向上しレベルの高いケアを提供するよう努める。
- ・ 些細な情報でも共有し、都度、考察及び思案し、ご入居者のQOLの向上に努める。
- ・ ユニット内の設えや居室環境を整え、安心して過ごせるよう努める。

(3丁目)

《ご自分らしく》

自分らしく生きることが最高の幸せ。どのご入居者も現在に至るまでには、相当な苦労やまた、楽しい経験をされていると思います。経験を踏まえ、すべてが自分です。

どの思い出も家族との絆も今まで大切にされてきているので、ご家族も含め今後も安心して自分らしくプライドを持ち過ごしていただけるよう寄り添います。

毎日ゆったりと過ごす。

(4丁目)

《ご入居者、職員が笑顔で過ごせるユニット》

- ・今までの生活を出来る限り継続できるように、おひとりおひとりにあった個別支援を入居者担当を中心に考え、実践できるように支援します。
- ・自宅にいる落ち着いた雰囲気をユニットで構築できるように日常の会話やフロア内の設えや、装飾を整えることで実施していきます。
- ・ユニット間、フロア間での協力を大切にします。

(5丁目)

《笑顔あふれる楽しいユニット》

- ・定期的に外出支援を行い、社会資源に触れる機会を作ります。
- ・ご家族、来訪者が来られても、気持ちのいい挨拶や笑顔で明るく出迎えます。

(6丁目)

《M・I・Y (めっちゃ・良い・やん)》

- ・楽しいと思える時間が増える ・ 嬉しいと思える心遣い
- ・変化に気づき、その人の為のケアを提供する

(7丁目)

《安心して日々の生活が送れるよう笑顔と思いやりを大切にする》

- ・ご入居者と寄り添える時間を業務に組み込むことで、毎日安心して楽しいと思っただけるケアを行う。
- ・声にできない思いや、心の声を汲み取り、思いに寄り添ったケアを行う。

(8丁目)

《共に楽しく 共に笑顔で》

- ・楽しみや役割がある生活が送れるよう24時間シートを用いて、ご本人の意向に添った支援を行います。
- ・居心地の良い「居場所」となるような環境（設え）を作っていきます。

(9丁目)

《共に心地よく暮らせる楽しいユニット》

- ・ご入居者が役割を持って、安心して心地よく暮らせるよう支援します。
- ・ご入居者の意向に添った余暇活動の充実を図ります。

相談課

- ・生活相談員

稼働目標（特養・ショート）100%

優先順位待機者、5名確保のため、定期的に面談を行う

- ・ケアマネジャー

その人に合ったその人らしい役割や生きがいをもっていただけるように、ご家族、多職種と検討、連携し、自立した生活を送って頂けることが継続できるようにする。

栄養課

- ・ミールラウンドを実施してご入居者の状態を把握する。食事面の課題について、多職種で協議し、栄養状態を維持・改善する。
- ・食事の時間が楽しみとなるよう、季節を感じていただけるような食事の提供、イベント食を企画・実施する。
- ・厨房内の衛生管理に努め、食中毒を防止する。
- ・咽のみられるご入居者に対し、経口維持加算算定について検討・実施し、誤嚥性肺炎の予防につなげる。

リハビリ課

- ・ご入居者が誤嚥性肺炎を起こさず、最期まで経口摂取を行うことができるよう努める
⇒誤嚥性肺炎での入院ゼロ、窒息事故ゼロ
- ・ノーリフティングケアを浸透させ、ご入居者の生活の質の向上、ADLの維持に努める
⇒臥位での排泄機会の減少
- ・地域住民の方々が安全に、安心して最期まで食べることができるよう努める。
⇒地域住民向けの研修など行う。

医務室

《入居者様の安心 安全な暮らしの存続》

- ・ユニットと協力し口腔ケアに取り組み口腔内トラブル、誤嚥性肺炎を予防する。
- ・便秘の方に対して排便コントロールを行い、快便となれるよう取り組みを行う。
- ・看取り期も安心してお過ごしいただけるようにケアを提供します。

5 入居者、利用者処遇

(1) 生活援助

ユニット型特養の特性を活かし、入居後も、今までの暮らしが継続でき、かつ暮らしの場として満足に過ごしていただけるよう、お一人おひとりのこれまでの生活リズム、意向等を把握し、その人らしく、その方のペースでお過ごしいただけるよう支援に努めます。

余暇活動としてレクリエーション、クラブ活動、カラオケ、ボランティアの訪問等、楽しみのある生活を送っていただき、QOLが向上できるよう努めます。

(2) 接遇マナー

施設理念「人権を視座とし共に生きる」を遵守し、ホスピタリティーマインド(おもてなしの心)で、気持ちに寄り添った支援を行います。

適切な言葉遣いと、態度、身だしなみ、笑顔を意識して接することが、安心して過ごしていただけることと確信し、介護サービスのプロとして誠意をもって接します。

ユニットを一軒の家として、礼儀を重んじ、出入りの際には必ず挨拶をし、退室の際にはドア前で振り返り一礼するなど、挨拶は欠かしません。

(3) 食事

ユニットケアにおける食事とは「おいしいこと」「たのしいこと」が毎日の生活の中で感じる事ができるものであること。食事に対するニーズの多様化に伴い、食事の質の向上、状態に合わせた食事形態や、食事内容を準備、食事の提供方法、場面、会話等、食事が素晴らしい時間となるよう創意工夫に努めます。

食事を通じて家庭的な雰囲気を作れるよう、お米やお粥はユニットで炊く、お茶はユニットで沸かす等、食事のにおいや、準備の音、雰囲気、食欲の増進に繋がられるよう努めます。

(4) 入浴

ゆったりとした雰囲気に入浴していただき、マンツーマン入浴を基本とします。

その方の身体状況にあった入浴方法、希望の時間、希望の日に入浴できるよう努力します。リラックスして入浴していただくためにも、羞恥心、プライバシーに配慮した対応を心がけます。

(5) 排泄

排泄の基本方針は「清潔、快適」を優先します。その方に合った排泄用具、排泄サイクルに合わせた自然の排泄が行えるように支援します。それぞれの状態に適した排泄支援を行う中で、座位での排泄を目指します。

羞恥心、プライバシーに配慮した対応を心がけます。居室内で排泄援助を行う場合、トートバッグ等に排泄用品を入れて訪室します。

排泄パターンの把握と共に、排泄交換回数にも配慮します。

(6) 環境の整備

清潔で清々しい環境の中で生活していただけるよう、施設内の清掃美化と衣類や

リネン等、衛生環境の保全と整理整頓を心掛けます。
新興感染症等の感染症予防の観点から、手指の衛生、手の触れる箇所の消毒等、細心の注意を払い、安全で快適な環境構築に努めます。
その人らしく過ごせるように、居室の設えは今まで暮らしていた場所にあった家具を、できるだけ持ってきていただくことによって、ご入居者が穏やかに過ごしていただけるように配慮します。

(7) 健康管理

ご入居者、ご利用者が、自由に生き生きと自分らしく暮らしていただくための健康管理であること。医療的な制限（水分制限・カロリー制限・塩分制限等）が必要な方についても、画一的に制限するのではなく、どの程度ならその方が、自由を感じながら暮らせるかをケアの視点に置くように努め支援します。

口腔衛生、口腔機能の維持向上を図り、誤嚥性肺炎のリスクの軽減に努めます。

身体の清潔、快適を心がけ、尿路感染症等の予防に努めます。

栄養状態、また褥瘡のハイリスク者を選定し、状態の改善や、発生を予防するための取り組みを、多職種で検討し、生活の質の向上、健康管理に努めます。

看取り期の支援について、最期まで自分らしく暮らしていただくため、その方の嗜好や状態に合った食事の提供や、入浴方法、回数、過ごし方等、多職種で検討し、支援に努めます。

(8) 認知症ケア

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳を守ります。認知症は様々な種類があり、原因、症状は、ひとりひとり異なりますが、その人を深く知り、理解することと、私たちのケアの方法や考え方によって、BPSD（行動・心理症状）の症状は、限りなく緩和できるものと理解します。そして、BPSDは私たち介護者が作り出している場合があることも認識した上で、その方を常に受容、共感するように努め、安心できる関係と環境作りを心がけます。

(9) 眠りスキャン

ご入居者の生活リズム、睡眠状況を把握し、夜間でも効率的な見守りを行い、睡眠を妨げることなく、必要な支援が行えるよう努めます。また、バイタルサインを知ることで健康状態の把握を行い、体調の変化を早期に発見し、必要な医療につなげます。

(10) ノーリフティングケア

人力で抱え上げる、持ち上げる介護は、ご入居者にとって身体に過剰な力が入り、筋緊張の状態が続くことで間接拘縮を誘発させる場合があります、立ち上がりや座位の姿勢が崩れる等のリスクがあります。リフトや、ボード等、その方の身体状況に合った福祉用具を選定し使用することで、自立支援重度化防止を図り、QOLの維持・向上に努めます。

6 日 課

6:30	起床	15:00	おやつ
7:30	朝食	17:00	夜勤者への引継ぎ
	排泄・リネン交換 (夜勤者との引継ぎ)	17:00	趣味・レクリエーション
8:45		18:00	夕食
10:00	ラジオ体操 (集団リハビリ)	20:00	口腔ケア・排泄
10:10	趣味・レクリエーション	20:30	就寝準備
	機能回復訓練など	21:00	就寝
12:00	昼食	～6:00	1時間ごとに定期巡回・排泄確認
13:00	入浴 (個浴or特浴)		

7 年間行事

4月	お花見	10月	秋フェスタ (家族交流)・防災訓練
5月	春フェスタ (地域交流)・端午の節句	11月	創作活動・
6月	創作活動・防災訓練	12月	クリスマス会・
7月	七夕	1月	お正月行事
8月	夕涼み	2月	節分
9月	敬老のお祝い	3月	ひなまつり

※感染症の流行状況により実施を控える場合があります。

8 会議・委員会活動

会議、委員会名	頻 度	内 容
運営会議	1回/1カ月	施設運営状況を把握し、課題等の整理、対応策を協議するため課長職以上の職員で構成する。 重要な案件は、理事長に報告し指示を受ける。
フロアリーダーミーティング	1回/1カ月	施設長、介護課長、フロアリーダーで構成。施設全体の取り組み、介護課のレベルアップを目的とした考察、課題等の整理、解決策を協議する。
ユニットリーダー会議	1回/1カ月	ユニットリーダー、各課の代表で構成。運営会議の伝達事項。フロアリーダーミーティングでの意見、

		提案を協議し決定する。ユニット毎の取り組みや課題を報告。各課からの共有事項を周知する。
ユニット会議	1回/1カ月	ユニット運営、入居者の個別援助について検討する。個別援助は24時間シートを用いて、その方の意向に沿ったその方らしい生活が行えるよう協議する。事故報告書にある防止策の再検討、不適切ケアについての改善検討、ユニットの取り組み目標の見直し、課題等について解決策を協議する。
サービス担当者会議	1回/週	施設サービス計画書の短期期間見直し、介護保険更新時見直し、心身の状態変化による見直し、区分変更申請時の見直し等、施設サービス計画書の変更の際、施設ケアマネジャーが中心となりサービス内容について多職種で協議、共有する。
入居判定会議	適宜	嘱託医、施設長、副施設長、総務課長、生活相談員等で構成。入居検討委員会で高順位となった面談済みの入居申込者について、入居の可否、入居順位を決定する。
厨房ミーティング	適宜	入居者の希望に沿った、より質の高い食事の提供を目的とし、管理栄養士、厨房職員給食委託業者の担当者と施設管理栄養士等で調整、協議する。
安全衛生委員会	1回/1か月	労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保する。年間、月間と内容に応じて衛生環境等について啓発活動を行う。
介護事故防止委員会	1回/1か月	事故報告書・ヒヤリハット報告書の分析を行い、事故の普遍性、未然防止策を検討する。原因の改善を図るよう職員に周知し、事故が防止できるよう取り組む。
入居検討委員会	1回/1か月	高順位となった入居申込者の検討を行う。入居面談予定・入居面談済・入居判定会通過された方を共有し、計画的に進行、管理を行うことにより速やかな入居に繋げる。
栄養サポート委員会	1回/1か月	入居者の希望に沿った、より質の高い食事と疾患や状態に応じた食事の提供を目的とし、ニーズを的確に把握する。
感染症対策委員会	1回/2か月	感染症の発生・蔓延を防ぐためのすべての活動。職員への感染防止対策の徹底と教育、BCPの研修・訓

		<p>練を委員会で行い、全職員に供覧研修を実施する。新型コロナウイルス感染症対策本部と連携、マニュアルの見直しを行う。</p>
ノーリフティングケア委員会	1回/2か月	<p>入居者や職員の身体的負担を最小限に抑え、安全を確保することを目的とする。無理な抱え上げは行わず、代わりにリフト等の機器、ボードを使用し移乗することで、所持機能の活用や、自立支援重度化防止に係る支援を行う。</p>
防災委員会	1回/2か月	<p>職員の防災意識・災害対応能力の向上を図るため、防災訓練と教育を推進する。BCPの研修・訓練を委員会で行い、全職員に供覧研修を実施する。また消防設備の保全を確実にする。</p>
サービス向上委員会	1回/3か月	<p>前年度まで分離させていたマナー委員会を吸収し、一体として運営する。施設運営、サービスの体制、内容、質等について提案、実施する。利用者満足度調査を実施した意見に対し、改善（PDCA）を図る。サービス向上のため苦情についても本委員会の中で分析、原因の考察、改善に向けて取り組みを行う。</p>
身体拘束廃止委員会	1回/3か月	<p>施設内において身体拘束を廃止し、入居者の人権と尊厳を遵守することのすべての活動。施設理念である「人権を視座とし共に生きる」の大切さを職員に浸透させ、サービスの質の向上につなげる。</p>
虐待防止委員会	1回/3か月	<p>高齢者虐待法に基づき入居者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な方法の推進を目的とする。不適切ケアについての予防改善を図る。</p>
排泄検討委員会	1回/3か月	<p>座位排泄を基本とし、排泄パターンの把握、適切な排泄用具の使用、オムツから布パンツへの移行を目指す。排泄ケアの向上を目指すため、アドバイザーを招いて委員会内で勉強会を開催する。</p>
24Hシート委員会	1回/3か月	<p>ユニットケア促進委員会を吸収し、一体として運営する。ユニット型特養としてユニットケアを実践するにあたり、入居者本位の生活リズムを把握し支援できる体制を作り、24時間シートが適切に作成、取り扱われるよう学習機関としての意味を持つ。</p>

褥瘡予防委員会	1回/3か月	褥瘡ハイリスク者、褥瘡の入居者をリスト化し、褥瘡防止のすべての対策の実践、共有を行う。職員への褥瘡防止対策の徹底と教育を行う。
教育・研修委員会	1回/3か月	職員の知識・技術の向上を図り、質の高いサービスを提供することを目指して、年間研修計画を策定・実施する。
生産性向上委員会	1回/3か月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するものとし、検討にあたっては厚生労働省の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることとする。
行事委員会	適宜	施設行事を実施する際、行事委員を立ち上げ、各所属の行事担当が一同に集まり、ご入居者のニーズを把握し、楽しんでいただける行事を計画し、他職員に働きかけ実施の中心となる。
広報部会	1回/2か月	施設内の活動及び取り組みを、SNS、広報誌等を通じて情報発信し、認知度の向上を図り、ご利用満足度の向上、また職員採用、入居希望者の促進につなげる目的を持つ。